

業務委託契約書（案）

1. 委託業務の名称 チーバくんキャラバン事業業務委託
2. 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
3. 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. 契約保証金額

上記の業務委託について、委託者千葉県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- (A) 本契約の証として本書を2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。
- (B) 本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。
- 〔注〕（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用する。

住 所 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
委託者（甲）
氏 名 千葉県
千葉県知事 熊谷俊人

住 所
受託者（乙）
氏 名

(総 則)

第1条 乙は、別添「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(業務の実施体制)

第2条 乙は、委託業務の実施に当たり、業務が円滑に処理できるよう、業務に適した者を適正に従事させなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

- 2 乙は、各委託業務に着手する前に当該委託業務に関連する全ての事業者を甲に報告し、前項の承諾の要否について甲の確認を得なくてはならない。
- 3 乙は、第1項ただし書きの規定により再委託を行った場合、再委託先に対して本契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(金銭支給の禁止)

第5条 乙は、委託業務に係る集客を行う場合、金銭等を支給してこれを行ってはならない。

(業務の実施方法の協議等)

第6条 乙は、各委託業務を実施する前に具体的な実施方法を甲と協議しなくてはならない。

- 2 甲は、前項の協議の結果、必要と判断したときは、乙に対して実施方法の改善を命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の規定により甲から実施方法の改善を命ぜられたときは、誠実にこれを実施しなければならない。
- 4 乙が第2項の命令に従わない場合、甲は、当該委託業務の実施を中止することができる。また、甲は、中止時における当該委託業務の状況に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき、隨時に調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要が生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要が生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(帳簿等の整備)

第10条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

(現地調査等)

第11条 甲は、委託事業の実施状況の調査及び支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託事業に関する帳簿類その他物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(検査)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、毎月、遅滞なく甲に対して「キャラバン隊実績報告書」（様式1）を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となり、業務結果について修正を命ぜられたときには乙は遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

3 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了届を提出し、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか甲の検査を受けなければいけない。

4 前項の検査の結果不合格となり委託業務の内容について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して毎月に業務委託料の支払を請求するものとする。なお、毎月の請求額については均等割とし、端数については最終支払の際に調整する。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(催告による解除)

第14条 乙が本契約の期間内に履行をしないとき、甲は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (10) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (11) その他乙が本契約に違反したとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約の解除・返還等)

第16条 甲は、第14条及び第15条の規定により本契約を解除した場合は、契約代金を支払わない、若しくはすでに支払った契約代金の一部または全部を返還させることができるものとする。

2 本契約業務の出来形部分が可分のものである場合は、甲は検査の上当該検査に合格した部分の業務を完了したものとし、当該出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

3 乙は、委託費により発生した収入がある時は、甲に返還しなければならない。

(損害賠償額の予定)

第17条 第14条及び第15条の規定により甲が本契約を解除したときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(違約罰)

第18条 乙が本契約に違反し、これによって本県の魅力発信を妨げたときは、乙は業務委託料の10分の1に相当する金額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 甲は、前項の違約罰に加えて、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 乙は、本契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して、この契約の締結時点における千葉県財務規則第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額（100円未満の端数があるときは100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を延滞金として合わせて甲に納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(談合等に起因する契約解除と損害賠償に関する特約事項)

第21条 乙に談合その他不正行為があったときは、別記2「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(紛争仲裁)

第22条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、一致して指名するものに調停の仲裁を依頼する。

(遡及条項)

第23条 この契約が契約の始期までに締結されない場合において、甲乙双方の協議により当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。

(補 則)

第24条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。